

御原保育所 重要事項説明書

保育・教育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 事業者の運営主体

事業者の名称	小郡市
事業者の所在地	小郡市小郡255-1
事業者の電話番号・FAX	72-2111
代表者氏名	加地 良光

2 施設の概要

種 別	保育所			
名 称	小郡市立御原保育所			
所 在 地	小郡市二タ1513			
電話番号FAX・携帯	0942-72-5100 070-1276-3559			
施設長氏名	砂田 裕子			
開設年月日	昭和28年6月1日			
利用定員（年齢別）	0歳児	1歳児	2歳児	3・4・5歳児
	3人	6人	12人	59人

3 保育・教育を提供する日

開 所 日	月曜日から土曜日
休 所 日	年末年始（12月29日から1月3日）及び祝日

4 保育・教育を提供する時間

（1）開所時間

月曜日から土曜日	午前7時30分から午後7時まで
----------	-----------------

(2) 保育標準時間認定に関する保育時間（11 時間）

区 分			平 日	土 曜 日
標準 時間	主たる開所時間		7:30 ～ 18:30	7:30 ～ 18:30
	延長保育	早朝		
		夕方	18:30 ～ 19:00	18:30 ～ 19:00

上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は午後 7 時までの範囲で時間外保育を提供する。

(3) 保育短時間認定に関する保育時間（8 時間）

区 分			平 日	土 曜 日
短時間	主たる開所時間		8:30 ～ 16:30	8:30 ～ 16:30
	延長保育	早朝	7:30～ 8:30	7:30 ～ 8:30
		夕方	16:30 ～ 19:00	16:30 ～ 19:00

上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は午後 7 時までの範囲で時間外保育を提供する。

5 保育料金

利用料（利用者負担）	保護者が居住する市町村が定める額
給食費（利用者負担）	3 歳以上 4, 5 0 0 円
短時間保育認定延長保育料	1 回あたり 1 5 0 円
午後 6 時のおやつ料金	日額 5 0 円

6 支払方法

保育料・・・口座振替	支払期日は末日	※ 3 歳以上児無償化
副食費・・・口座振替	支払期日は末日	
午後 6 時のおやつ料金・・・現金払い	支払期日は当日	

7. 保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容

(1) 園長 1名（常勤専従）

園長は、職員及び業務の管理一元的に管理し、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。

(2) 主任保育士 1名（常勤専従）

主任保育士は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、保育内容について他の保育士を統括する。

(3) 保育士 9名以上（常勤換算後）

保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

(4) 栄養士 1名（常勤専従）

園児の発達段階に応じ、0歳児の離乳食、満1歳以上児の幼児食に係る献立を作成するとともに、調理業務に従事する。

(5) 調理員 2名以上（常勤換算後）

栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

（保育を提供する日）

8 利用の開始・終了について

開始は市町村から特定保育の実施について委託を受けたときは、これに応じます。
また、以下の場合には特定保育の提供を終了します。

(1) 園児が小学校に就学したとき

(2) 支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

9. 保育方針

- ・保育所をとりまく豊かな自然に触れ、たくさんの人と関わることを通して、豊かな感性を育てます。
- ・子どもたち一人一人の成長を保障し、子どもたちが楽しく一日を過ごすための、生活の場作りや保育者のかかわりを持ちます。
- ・保護者・保育所がともに子育てを行うために、思い・考えを互いに伝え合える保育をめざします。

保育目標

- 一. 基本的生活習慣の確立
- 一. 調和的心身の健全な発達を図る
- 一. 高い知力と豊かな感性の涵養を図る

10. 毎日の保育・教育の流れ

時 間	未満児（0～2歳児）もも・ばら組	時 間	以上児（3～5歳児）すみれ・ひまわり・さくら組
7:30	登園・自由遊び 健康チェック（機嫌・視診・触診）	7:30	登園・自由遊び
9:00	朝の活動 おやつ	9:00	朝の活動 集団遊び サークルタイム 出欠調べ他 絵本の読み聞かせ
10:00	サークルタイム クラスでの活動 表現遊び・お絵描き・戸外遊び 園庭や園外の散歩など 給食準備	10:00	クラスでの活動・異年齢児交流 絵画活動 グループ遊び・ゲーム 身体表現活動 絵画表現活動 コーナー保育運 動遊び 園庭・園外の散歩など
11:00	排泄・手洗い 給食 歯磨き（ばら組）	11:20	給食準備 排泄・手洗い 給食 歯磨き
12:00	排泄・トイレトレーニング お昼寝 目覚め 排泄	12:40 ～	自由あそび 当番活動（さくら組） 午睡準備 排泄 タオルを敷く 絵本の読み聞かせ 午睡 すみれ組…1年間 ひまわり組…4月～11月まで さくら組…6・7・8・9月のみ
15:00	おやつ サークルタイム	15:00	目覚め 排泄 おやつ 絵本の読み聞かせ サークルタイム
16:00	自由遊び 順次降園	16:00	自由遊び 順次降園
18:00	夕方のおやつ	18:00	夕方のおやつ
19:00	降園	19:00	降園

《 具体的な保育内容 》子どもたちの豊かな心やからだづくり

☆ 表現活動

絵画活動や身体表現などの「自由な表現活動」を通して、自信や意欲を引き出し全面的な発達を支援し、自己肯定感を高める関りをします。

☆ コーナー保育

子どもたちが主体的に遊ぶ中でいろいろな力を身に付け学んでいけるように、保育室に遊びのコーナーを設置しています。

☆ 交流

地域・他園・しょうがいを持つ方など、様々な方との交流（出会い）を通し、豊かな感性を育みます。

☆ 食 育

- ・子どもたちの発達段階に応じ、旬の食材や添加物を使わない、安心・安全でおいしい食事やおやつ作りをしています。アレルギーに対しては個別の対応食を準備しています。
- ・菜園活動やクッキング保育を通し、「食」への関心を高めています。

1 1. 健康診断、健康管理について

(1) 健康診断

福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年 10 月 12 日条例第 56 号）に規定する定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に規定する健康診断に準じて実施しています。

健康診断	全園児	2 回
歯科健診	全園児	2 回
尿検査	2 歳児から 5 歳児	2 回

1 2. 嘱託医

以下の医療機関（小児科・内科）と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称	山下こどもクリニック
医 院 長 名	山下 康博
所 在 地	小郡市横隈 7 3 5 - 5
電 話 番 号	4 1 - 7 4 0 0

1 3. 嘱託歯科医

以下の歯科医と嘱託歯科医契約を締結しています。

医療機関の名称	あらい歯科・口腔外科クリニック
医 院 長 名	新井 伸作
所 在 地	小郡市福童 1 4 6 - 2
電 話 番 号	6 5 - 3 5 1 8

1 4. 保育所近隣の非常災害時避難場所は次のとおりです。

台風・風水害	宝城中学校
--------	-------

- ・警戒レベル3「高齢者等避難」が地域（御原校区、小郡市、福岡県）に出されたときは、保護者へ向けてお迎えのメールを送信します。風水害など想定される時は、メールの確認等よろしくお願いします。

1 5. 緊急時における対応

保育・教育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、お子さまの保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合にも、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対応を行いますので、あらかじめ御了承願います。

<近隣の緊急連絡先>

警察署	小郡警察署 7 3－0 1 1 0
消防署	三井消防署 7 2－5 1 0 1
児童相談所	久留米児童相談所 3 2－4 4 5 8

1 6. 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

防火管理者	砂田 裕子
消防計画届出年月日	三井消防署 令和7年4月1日
避難訓練	毎月1回・火災の避難訓練を実施 不審者対応・風水害・地震のいずれかの避難訓練を実施
防災設備	消火器、火災報知器

17. 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	災害共済（日本スポーツ振興センター）
保険の内容	保育所内での園児の負傷等にたいして災害共済給付を行う
保険金額	年間 230 円

18. 業務の質の評価について

保育所の自己評価	実施方法：保育士等の自己評価に基づき、総括を行う 年1回の自己評価を実施
----------	---

19. 虐待の防止のための措置

園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じます。

20. 記録の整備

保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。

（1）保育の実施にあたっての計画

（2）提供した保育の関わる提供記録

（3）特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第19条に規定する市町村への通知の係る記録

（4）保護者からの苦情の内容等の記録

（5）事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（その他運営に関する重要事項）

21. 意見・要望申し出窓口

意見・要望に係る窓口を以下のとおり設置しています。保育所を利用されるにあたりお気づきのことやご意見ご要望などがありましたらお伝えください。なお保育についての悩みやご意見ご要望は、電話や送迎時、連絡帳などで保育士と直接お話しください。

意見・要望受付担当者	主任 金海 陽子	
意見・要望解決責任者	所長 砂田 裕子	
第三者委員	大淵 富士夫	7 3 - 2 6 1 4 御原校区主任児童委員
	花田 謙二	0 9 0 - 5 7 3 9 - 6 5 3 2 二森区民生児童委員
福岡県運営適正化委員会		春日市原町 3 - 1 - 7 クローバープラザ 0 9 2 - 9 1 5 - 3 5 1 1

○ 受付方法

面接、電話、文書などの方法により、受付担当者が随時受け付けています。

受付担当者は受け付けた事項を解決責任者へ報告します。

また、保育所の伝えにくいこと等、直接相談されることも可能です。

○意見・要望の為の話し合い

解決責任者は、申し出をされた方と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、第三者委員の助言や立ち会いを求めることができます。また、解決がつかなかった場合などは、福岡県運営適正化委員会に相談することができます。